

旧		新	
(第1条から第7条の2まで省略)		(第1条から第7条の2まで省略)	
(表示板)		(表示板)	
<p>第8条 条例第32条第1項に規定する規則で定める一般都市施設は、別表第1 1建築物の部に掲げる施設のうち、<u>指定施設以外の一般都市施設にあつては別表第2に、指定施設にあつては別表第5</u> (別表第9に定めるところにより適用される基準に限る。以下この条において同じ。) に定める基準に適合し、かつ、別表第11に定める全ての基準に適合した施設とする。</p>		<p>第8条 条例第32条第1項に規定する規則で定める一般都市施設は、別表第1 1建築物の部に掲げる施設のうち、別表第11に定める全ての基準に適合した施設とする。</p>	
(第2項省略)		(第2項省略)	
<p>3 市長は、次のいずれかに該当するときは、表示板の交付を受けた者から表示板を返還させることができる。</p> <p>(1) 交付の対象となった一般都市施設が改修等により、<u>指定施設以外の一般都市施設にあつては別表第2に、指定施設にあつては別表第5に定める基準に適合しなくなったとき又は別表第11に定める基準に適合しなくなったとき。</u></p>		<p>3 市長は、次のいずれかに該当するときは、表示板の交付を受けた者から表示板を返還させることができる。</p> <p>(1) 交付の対象となった一般都市施設が改修等により、別表第11に定める基準に適合しなくなったとき。</p>	
(第2号、第9条から第13条まで及び別表第1省略)		(第2号、第9条から第13条まで及び別表第1省略)	
別表第1の2(第3条の2) 建築物移動等円滑化基準(共同住宅及び条例対象小規模特別特定建築物を除く。)		別表第1の2(第3条の2) 建築物移動等円滑化基準(共同住宅及び条例対象小規模特別特定建築物を除く。)	
整備項目	建築物移動等円滑化基準	整備項目	建築物移動等円滑化基準
(1の項省略)		(1の項省略)	
2 敷地内の通路	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。</p> <p>(a省略)</p> <p><u>b 手すりの高さは、踏面</u></p>	2 敷地内の通路	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。</p> <p>(a省略)</p> <p><u>b 握りやすい形状とする</u></p>

の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

c 握りやすい形状とすること。

d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

(イ、ウ)及びイ省略)

(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア 幅は、140センチメートル以上とすること。

イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。

a 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。6の項、別表第1の4の2の項(2)エ(ア)a及び6の項

こと。

c 手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

d 段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。

e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

(イ、ウ)及びイ省略)

(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア 表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ 幅は、140センチメートル以上とすること。

ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。

a 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。6の項、並びに別表第1の4の2の項(2)オ(ア)a及び

	<p>において同じ。)が、75センチメートル以上 (b、c及び(i)から(e)まで省略)</p> <p>ウ (本文省略) エ (本文省略) (3)省略</p>		<p>6の項において同じ。)が、75センチメートル以上 (b、c及び(i)から(e)まで省略)</p> <p>エ (本文省略) オ (本文省略) (3)省略</p>
3 駐車場	<p>(1)省略</p> <p>(2) <u>車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p>ア <u>奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>イ <u>水平な場所に設けること。</u></p> <p>ウ <u>障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。</u></p>	3 駐車場	<p>(1)省略</p> <p>(2) <u>車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p>ア <u>機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(ア) <u>乗降スペースは、水平な場所に設けること。</u></p> <p>(イ) <u>車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。</u></p> <p>イ <u>機械式駐車場以外の駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(ア) <u>奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、当該駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>(イ) <u>水平な場所に設けること。</u></p> <p>(ウ) <u>障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。</u></p>
	(4の項省略)		(4の項省略)
5 廊下等	移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものでなければ	5 廊下等	移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものでなければ

	<p>ばならない。</p> <p><u>(1) 幅は、140センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(2)</u> (本文省略)</p> <p><u>(3)</u> (本文省略)</p> <p><u>(4)</u> 次に掲げる特別特定建築物で、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この表において同じ。)の合計が5,000平方メートル以上のものにおいて、授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。</p> <p>(アからクまで省略)</p> <p>ケ 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場</p> <p>(コからセまで省略)</p> <p><u>(5)</u> <u>(4)</u>の特別特定建築物にあっては、おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以</p>		<p>ばならない。</p> <p><u>(1) 表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。</u></p> <p><u>(2) 幅は、140センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(3)</u> (本文省略)</p> <p><u>(4)</u> (本文省略)</p> <p><u>(5)</u> 次に掲げる特別特定建築物で、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この表において同じ。)の合計が5,000平方メートル以上のものにおいて、授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。</p> <p>(アからクまで省略)</p> <p>ケ 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場<u>(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第4号に規定する営業を行う施設を除く。)</u></p> <p>(コからセまで省略)</p> <p><u>(6)</u> <u>(5)</u>の特別特定建築物にあっては、おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以</p>
--	--	--	---

	<p>外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。</p>		<p>外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。</p>
(6の項及び7の項省略)		(6の項及び7の項省略)	
<p><u>8 エレベーターその他の昇降機</u></p>	<p><u>移動等円滑化経路を構成するエレベーター（令第18条第2項第6号に規定するものを除く。以下この項、別表第1の3の4の項及び別表第1の4の8の項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p><u>(1) 床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターにあっては、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</u></p> <p><u>(3) 新築をする場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあつては、令第18条第2項第5号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠</u></p>	<p><u>8 エレベーターその他の昇降機</u></p> <p><u>移動等円滑化経路を構成するエレベーター（令第18条第2項第6号に規定するものを除く。以下この項、別表第1の3の4の項、別表第1の4の8の項及び別表第5の8の項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p><u>(1) 床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該エレベーターにより往来することができる建築物の部分（非常時においてのみ往来することができる建築物の部分を除く。）の床面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。）の籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(2) 籠内の左右両面の側板及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</u></p> <p><u>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターにあっては、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして令第18条第2項第5号リただし書の規定により国土交通大臣</u></p>	

	<p><u>が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(4) 籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</u></p> <p><u>(5) 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</u></p>		<p><u>が定める場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(4) エレベーターを新設する場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあつては、令第18条第2項第5号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして同号リただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(5) 籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</u></p> <p><u>(6) 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</u></p>
<p>9 便所</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア及びイ省略)</p> <p>ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(エ及びオ省略)</p> <p>カ 車椅子利用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。</p>	<p>9 便所</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア及びイ省略)</p> <p>ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。<u>ただし、便房が廊下等に直接面している場合は、この限りでない。</u></p> <p>(エ及びオ省略)</p> <p>カ 車椅子利用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。<u>ただし、車</u></p>

	(ア)から(ウ)まで、(2)及び(3)省略
(10の項省略)	
11 ホテル又は旅館の客室	<p>車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1)省略</p> <p>(2) <u>ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。</u></p>
(12の項省略)	

(備考省略)

別表第1の3(第3条の2) 建築物移動等円滑化基準(共同住宅に限る。)

整備項目	建築物移動等円滑化基準
(1の項から3の項まで省略)	
4 エレベーターその他の昇降機	<p>移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1)省略</p> <p>(2) <u>新築をする場合には、エレベーター及び乗降ロビーにあっては、令第18条第2項第5号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。</u></p>

	<p><u>椅子使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、(ウ)の規定は適用しない。</u></p> <p>(ア)から(ウ)まで、(2)及び(3)省略</p>
(10の項省略)	
11 ホテル又は旅館の客室	<p>車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1)省略</p> <p>(2) <u>ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。</u></p> <p>(3) <u>令第15条第2項第1号イの規定により設ける車椅子使用者用便房には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</u></p>
(12の項省略)	

(備考省略)

別表第1の3(第3条の2) 建築物移動等円滑化基準(共同住宅に限る。)

整備項目	建築物移動等円滑化基準
(1の項から3の項まで省略)	
4 エレベーターその他の昇降機	<p>移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1)省略</p> <p>(2) <u>籠内の左右両面の側板及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</u></p> <p>(3) <u>エレベーターを新設する場合には、エレベーター及び乗降ロビーにあっては、令第18条第2項第5号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、</u></p>

--	--

別表第1の4（第3条の2） 建築物移動等円滑化基準（条例対象小規模特別特定建築物に限る。）

整備項目	建築物移動等円滑化基準
1 移動等円滑化経路	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>(ウ及び(2)省略)</p>
2 敷地内の通路	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。</p> <p>(a省略)</p> <p>b <u>手すりの高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。</u></p> <p>c <u>握りやすい形状とすること。</u></p>

	<p><u>視覚障害者の利用上支障がないものとして同号りただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</u></p>
--	--

別表第1の4（第3条の2） 建築物移動等円滑化基準（条例対象小規模特別特定建築物に限る。）

整備項目	建築物移動等円滑化基準
1 移動等円滑化経路	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。<u>別表第5の11の項を除き、</u>以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>(ウ及び(2)省略)</p>
2 敷地内の通路	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。</p> <p>(a省略)</p> <p>b <u>握りやすい形状とすること。</u></p> <p>c <u>手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ</u></p>

	<p><u>d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</u></p> <p>(イ)から(オ)まで及びウ省略)</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p><u>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ</u> (本文省略)</p> <p><u>ウ</u> (本文省略)</p> <p><u>エ</u> (本文省略)</p> <p><u>オ</u> (本文省略)</p> <p><u>カ</u> (本文省略)</p> <p>(3)省略)</p>		<p><u>巻き込むこと。</u></p> <p><u>d 段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。</u></p> <p>(イ)から(オ)まで及びウ省略)</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p><u>ア 表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。</u></p> <p><u>イ 幅は、140センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>ウ</u> (本文省略)</p> <p><u>エ</u> (本文省略)</p> <p><u>オ</u> (本文省略)</p> <p><u>カ</u> (本文省略)</p> <p><u>キ</u> (本文省略)</p> <p>(3)省略)</p>
<p>3 駐車場</p>	<p>(1)省略)</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア及びイ省略)</p> <p><u>ウ 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることがで</u></p>	<p>3 駐車場</p>	<p>(1)省略)</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア及びイ省略)</p> <p><u>ウ 機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(7) 乗降スペースは、水平な場所に設けること。</u></p> <p><u>(1) 車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。</u></p> <p><u>エ 機械式駐車場以外の駐車場</u></p>

	<p>きる。</p> <p>エ <u>水平な場所に設けること。</u></p> <p>オ <u>障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。</u></p>		<p>に設ける場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) <u>奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、当該駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>(イ) <u>水平な場所に設けること。</u></p> <p>(ウ) <u>障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。</u></p>
(4の項省略)		(4の項省略)	
5 廊下等	<p>(1)省略</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア <u>幅は、140センチメートル以上とすること。</u></p> <p>イ (本文省略)</p> <p>ウ (本文省略)</p> <p>エ (本文省略)</p> <p>オ (本文省略)</p>	5 廊下等	<p>(1)省略</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア <u>表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。</u></p> <p>イ <u>幅は、140センチメートル以上とすること。</u></p> <p>ウ (本文省略)</p> <p>エ (本文省略)</p> <p>オ (本文省略)</p> <p>カ (本文省略)</p>
(6の項及び7の項省略)		(6の項及び7の項省略)	
8 エレベーターその他の昇降機	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p>	8 エレベーターその他の昇降機	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。<u>ただし、床面積の</u></p>

	<p>(ウ及びエ省略)</p> <p>オ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(カからクまで省略)</p> <p>ケ <u>新築をする場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のもの</u>にあつては、令第18条第2項第5号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、<u>主として自動車の駐車用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。</u></p> <p>(コ、サ及び(2)省略)</p>		<p><u>合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター</u> <u>(当該エレベーターにより往来することができる建築物の部分(非常時においてのみ往来することができる建築物の部分を除く。))の床面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。)</u>の籠及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ及びエ省略)</p> <p>オ 籠内の<u>左右両面の側板</u>及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(カからクまで省略)</p> <p>ケ <u>エレベーターを新設する場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のもの</u>にあつては、令第18条第2項第5号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、<u>視覚障害者の利用上支障がないものとして同号りただし書の規定により国土交通大臣が定める場合</u>は、この限りでない。</p> <p>(コ、サ及び(2)省略)</p>
9 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならぬ	9 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならぬ

	<p>い。</p> <p>(ア及びイ省略)</p> <p>ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(エ及びオ省略)</p> <p>カ 車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア)から(ウ)まで及び(2)省略</p>		<p>い。</p> <p>(ア及びイ省略)</p> <p>ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。<u>ただし、便房が廊下等に直接面している場合は、この限りでない。</u></p> <p>(エ及びオ省略)</p> <p>カ 車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。<u>ただし、車椅子使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、(ウ)の規定は適用しない。</u></p> <p>(ア)から(ウ)まで及び(2)省略</p>
(10の項から13の項まで省略)		(10の項から13の項まで省略)	
<p>(備考)</p> <p>(1及び2省略)</p> <p>3 建築物の新築をする場合においては、1の項(1)ア及び(2)、<u>2の項(2)イ、ウ及びエ(ウ)</u>、4の項(1)及び(2)、<u>5の項(2)イ及びウ</u>、7の項(2)ウ、8の項(1)アからキまで、ク((ア)を除く。)及び(2)並びに11の項(1)の規定は、適用しない。</p> <p>4 建築物の増築又は改築(用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この備考において「増築等」という。)をする場合においては、当該増築等に係る部分(当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。)については、1の項(1)ア及び(2)、<u>2の項(2)イ、ウ及びエ(ウ)</u>、4の項(1)及び(2)、<u>5の項(2)イ及びウ</u>、7の項(2)ウ、8の項(1)アからキまで、ク((ア)を除く。)及び(2)並びに11の項(1)の規定は、適用しない。</p> <p>(別表第2省略)</p>		<p>(備考)</p> <p>(1及び2省略)</p> <p>3 建築物の新築をする場合においては、1の項(1)ア及び(2)、<u>2の項(2)ウ、エ及びオ(ウ)</u>、4の項(1)及び(2)、<u>5の項(2)ウ及びエ</u>、7の項(2)ウ、8の項(1)アからキまで、ク((ア)を除く。)及び(2)並びに11の項(1)の規定は、適用しない。</p> <p>4 建築物の増築又は改築(用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この備考において「増築等」という。)をする場合においては、当該増築等に係る部分(当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。)については、1の項(1)ア及び(2)、<u>2の項(2)ウ、エ及びオ(ウ)</u>、4の項(1)及び(2)、<u>5の項(2)ウ及びエ</u>、7の項(2)ウ、8の項(1)アからキまで、ク((ア)を除く。)及び(2)並びに11の項(1)の規定は、適用しない。</p> <p>(別表第2省略)</p>	
別表第3(第4条第1項) 道路に関する一般都市		別表第3(第4条第1項) 道路に関する一般都市施	

施設整備基準

整備項目	一般都市施設整備基準
(1の項及び2の項省略)	
3 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	(1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない(エに掲げる場所にあつては、連続して敷設しなければならない。) (アからオまで、(2)及び(3)省略)
(4の項省略)	

(別表第4省略)

別表第5(第4条第2項、第8条第1項) 建築物に関する指定施設整備基準

整備項目	指定施設整備基準
1 移動等円滑化経路	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。 (アからエまで省略) オ <u>5の項(2)カ</u> ただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路 カ <u>5の項(2)キ</u> ただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路 (2)省略
2 敷地内の通路	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。 (ア省略) イ 次に掲げる部分には、視覚

設整備基準

整備項目	一般都市施設整備基準
(1の項及び2の項省略)	
3 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	(1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロック <u>(線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。以下同じ。)</u> を敷設しなければならない(エに掲げる場所にあつては、連続して敷設しなければならない。) (アからオまで、(2)及び(3)省略)
(4の項省略)	

(別表第4省略)

別表第5(第4条第2項、第8条第1項) 建築物に関する指定施設整備基準

整備項目	指定施設整備基準
1 移動等円滑化経路	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。 (アからエまで省略) オ <u>5の項(2)キ</u> ただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路 カ <u>5の項(2)ク</u> ただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路 (2)省略
2 敷地内の通路	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。 (ア省略) イ 次に掲げる部分には、視覚

	<p>障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア)及び(イ)省略</p> <p>ウ 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。</p> <p>(a省略)</p> <p>b <u>手すりの高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。</u></p> <p>c <u>握りやすい形状とすること。</u></p> <p>d <u>手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</u></p> <p>((イ)から(カ)まで及びエ省略)</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア <u>幅は、140センチメートル以上とすること。</u></p>		<p>障害者に対し警告を行うために、<u>16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。</u></p> <p>(ア)及び(イ)省略</p> <p>ウ 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。</p> <p>(a省略)</p> <p>b <u>握りやすい形状とすること。</u></p> <p>c <u>手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</u></p> <p>d <u>段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>e <u>手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。</u></p> <p>f <u>手すりの水平部分の高さは、路面又は床面から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。</u></p> <p>((イ)から(カ)まで及びエ省略)</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア <u>表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がな</u></p>
--	--	--	---

	<p>イ (本文省略)</p> <p>ウ (本文省略)</p> <p>エ (本文省略)</p> <p>オ (本文省略)</p> <p>カ (本文省略)</p> <p>(3)省略</p>		<p><u>い仕上げとすること。</u></p> <p>イ <u>幅は、140センチメートル以上とすること。</u></p> <p>ウ (本文省略)</p> <p>エ (本文省略)</p> <p>オ (本文省略)</p> <p>カ (本文省略)</p> <p>キ (本文省略)</p> <p>(3)省略</p>
3 駐車場	<p>(1)省略</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ <u>奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>ウ <u>1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</u></p> <p>エ <u>水平な場所に設けること。</u></p> <p>オ <u>障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。</u></p>	3 駐車場	<p>(1)省略</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ <u>1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</u></p> <p>ウ <u>機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(ア) <u>乗降スペースは、水平な場所に設けること。</u></p> <p>(イ) <u>車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。</u></p> <p>エ <u>機械式駐車場以外の駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(ア) <u>奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、当該駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>(イ) <u>水平な場所に設けること。</u></p> <p>(ウ) <u>障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見</u></p>

	(3)省略		<u>える位置に塗布すること。</u> (3)省略
(4の項省略)		(4の項省略)	
5 廊下等	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p><u>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</u></p> <p>イ (本文省略)</p> <p>ウ (本文省略)</p> <p>エ (本文省略)</p> <p>オ (本文省略)</p> <p>カ (本文省略)</p> <p>キ (本文省略)</p>	5 廊下等	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、<u>16の項(1)に定める構造の点状ブロック等</u>を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p><u>ア 表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。</u></p> <p><u>イ 幅は、140センチメートル以上とすること。</u></p> <p>ウ (本文省略)</p> <p>エ (本文省略)</p> <p>オ (本文省略)</p> <p>カ (本文省略)</p> <p>キ (本文省略)</p> <p>ク (本文省略)</p>
6 階段	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(アからエまで省略)</p>	6 階段	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(アからエまで省略)</p>

	<p>オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。</p> <p>(カからサまで省略)</p> <p>(2) (1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている<u>建築物の場合</u>にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。</p> <p>(3) (2)の規定にかかわらず、(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている<u>建築物の場合</u>であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。</p> <p>(4) (1)キからサまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている<u>建築物の場合</u>にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。</p>		<p>オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、<u>16の項(1)に定める構造の点状ブロック等</u>を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。</p> <p>(カからサまで省略)</p> <p>(2) (1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている<u>経路が確保されている場合</u>にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。</p> <p>(3) (2)の規定にかかわらず、(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている<u>経路が確保されている場合</u>であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。</p> <p>(4) (1)キからサまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている<u>経路が確保されている場合</u>にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。</p>
7 傾斜路	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならぬ	7 傾斜路	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならぬ

	<p>い。</p> <p>(アからウまで省略)</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。</p> <p>(2)省略</p>		<p>い。</p> <p>(アからウまで省略)</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、<u>16の項(1)に定める構造の点状ブロック等</u>を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。</p> <p>(2)省略</p>
<p>8 エレベーターその他の昇降機</p>	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター <u>((2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。)</u> 及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ及びエ省略)</p> <p>オ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい</p>	<p>8 エレベーターその他の昇降機</p> <p>(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター <u>(当該エレベーターにより往來することができる建築物の部分 (非常時においてのみ往來することができる建築物の部分を除く。)) の床面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。)</u> の籠及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ及びエ省略)</p> <p>オ 籠内<u>の左右両面の側板</u>及び乗降ロビーには、車椅子使用</p>	

	<p>位置に制御装置を設けること。</p> <p>(カからスまで及び(2)省略)</p>		<p>者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(カからスまで及び(2)省略)</p>
9 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア及びイ省略)</p> <p>ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 次に掲げる洗面台を1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(ア) <u>洗面器(乳幼児用のものを除く。)</u>の手前及び両側に手すりを設けること。<u>ただし、当該洗面器が荷重に対し必要な強度を有し、身体を支持することができる場合は、手前に設けることを要しない。</u></p> <p>((イ)省略)</p> <p>(ウ) 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。</p> <p>オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。</p> <p>((ア)から(ウ)まで省略)</p>	9 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア及びイ省略)</p> <p>ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。<u>ただし、便房が廊下等に直接面している場合は、この限りでない。</u></p> <p>エ 次に掲げる洗面台を1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(ア) <u>洗面器(乳幼児用のものを除く。)</u>(イ)において同じ。)の両側(洗面器が荷重に対し必要な強度を有さず、身体を支持することができない場合には、<u>両側及び手前</u>)に手すりを設けること。</p> <p>((イ)省略)</p> <p>(ウ) 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。<u>ただし、乳幼児用のものの位置及び長さについては、この限りでない。</u></p> <p>オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。</p> <p>((ア)から(ウ)まで省略)</p>

	<p>(エ) 前面に、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>カ 車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア)から(ウ)まで、(2)及び(3)省略</p>		<p>(エ) 前面に、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。<u>ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。</u></p> <p>カ 車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。<u>ただし、車椅子使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、(ウ)の規定は適用しない。</u></p> <p>(ア)から(ウ)まで、(2)及び(3)省略</p>
(10の項省略)		(10の項省略)	
<p>11 ホテル又は旅館の客室</p>	<p>(1)省略</p> <p>(2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 便所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) <u>車椅子使用者用便房を設けること。</u></p> <p>(イ)、(ウ)及びイからキまで省略</p>	<p>11 ホテル又は旅館の客室</p>	<p>(1)省略</p> <p>(2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 便所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) <u>9の項(2)ア(イ)から(キ)までに定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。</u></p> <p>(イ)、(ウ)及びイからキまで省略</p>
<p>12 客席及び舞台</p>	<p>(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p>ア <u>車椅子使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に2以上設けること。</u></p> <p>イ <u>出入口から車椅子使用者用の客席に至る経路には、段を設けないこと。ただし、5の</u></p>	<p>12 客席及び舞台</p>	<p>(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p>ア <u>車椅子使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に2以上設けること。</u></p> <p>イ <u>出入口から車椅子使用者用の客席に至る経路のうち1以上は、次に掲げるものである</u></p>

	<p><u>項(2)エ又は7の項(2)に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ウ 車椅子使用者用の客席は、1席当たり幅 90 センチメートル以上、奥行き 150 センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく客席及び袖口から舞台に上がることができるような経路を確保しなければならない。</u></p>		<p><u>こと。</u></p> <p><u>(7) 車椅子使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。</u></p> <p><u>(4) 段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。</u></p> <p><u>(ウ) 傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</u></p> <p><u>ウ 車椅子使用者用の客席は、1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく客席及び袖口から舞台に上がることができるような経路を確保することとし、当該経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p><u>ア 車椅子使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。</u></p> <p><u>イ 段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。</u></p> <p><u>ウ 傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</u></p>
(13 の項及び 14 の項省略)		(13 の項及び 14 の項省略)	
15 案内設備までの経路	歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない	15 案内設備までの経路	歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない

	<p>い。</p> <p>(1) 当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>(2) 当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。</p>		<p>い。</p> <p>(1) 当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、<u>16の項(1)に定める構造</u>の視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>(2) 当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、<u>16の項(1)に定める構造</u>の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。</p>
<p>16 情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）</p>	<p>(1) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（ア省略）</p> <p>イ <u>色は、原則として黄色とすること。</u></p> <p style="text-align: center;">（ウ、エ及び(2)から(4)まで省略）</p>	<p>16 情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）</p>	<p>(1) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（ア省略）</p> <p>イ <u>周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとし、色は、原則として黄色とすること。</u></p> <p style="text-align: center;">（ウ、エ及び(2)から(4)まで省略）</p>
<p>17 情報伝達設備（聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）</p>	<p>(1) 別表第1 1建築物の部4の項及び15の項に掲げる施設<u>その他これらに類する施設</u>の利用者の案内、呼出しのための窓口等の1以上には、文字により情報を表示する設備を設けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（(2)及び(3)省略）</p>	<p>17 情報伝達設備（聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）</p>	<p>(1) 別表第1 1建築物の部4の項及び15の項に掲げる施設の利用者の案内、呼出しのための窓口等を<u>設ける場合は、そのうち1以上は、文字により情報を表示する設備を設けなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（(2)及び(3)省略）</p>
<p>（18の項及び19の項省略）</p>		<p>（18の項及び19の項省略）</p>	
<p>（備考）</p>		<p>（備考）</p>	
<p>1 別表第1 1建築物の部2の項（令第5条</p>		<p>1 別表第1 1建築物の部2の項（令第5条</p>	

第9号に規定するものを除く。)、9の項(同条第1号に規定する特別支援学校を除く。)、10の項、18の項、26の項(同条第11号に規定するものを除く。)、30の項から32の項まで、34の項及び35の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

2 別表第1 1建築物の部 34の項に掲げる施設については、この表5の項(2)ア中「140」とあるのは、「120」とする。

(備考3及び別表第6から別表第8まで省略)

別表第9 (第4条第2項)

(1の表及び備考1省略)

2 廊下等の子育て設備の規定とは、別表第5の5の項(2)カ及びキをいう。

(備考3から備考9まで省略)

10 別表第1 1建築物の部 15の項(300平方メートル未満の施設に限る。)に掲げる施設については、別表第5の5の項((1)イを除く。)及び6の項((1)オを除く。)に規定する整備基準は、適用しない。

11 別表第1 1建築物の部 30の項から32の項まで、35の項及び37の項に掲げる施設については、別表第5の5の項(2)ア及び6の項(1)アに規定する整備基準は、適用しない。

12 別表第1 1建築物の部 6の項(300平方メートル未満の施設に限る。)、8の項(300平方メートル未満の施設に限る。)、15の項(300平方メートル未満の施設に限る。)、16の項(300平方メートル未満の施設に限る。)及び36の項に係る別表第5の5の項に規定する整備基準については、同項(2)エに限り適用する。

13 別表第1 1建築物の部 9の項に掲げる施設に係る別表第5の5の項(2)カ及びキ並びに9の項(3)に規定する整備基準は、当該施設が幼稚園の場合に限り適用する。

14 別表第1 1建築物の部 26の項に掲げる施設に係る別表第5の5の項(2)カ及びキ並びに9の項(3)に規定する整備基準は、体育館及び水泳場に

第9号に規定するものを除く。)、9の項(同条第1号に規定する特別支援学校を除く。)、10の項、18の項、26の項(同条第11号に規定するものを除く。)、30の項から32の項まで、34の項及び35の項に掲げる施設のこの表の規定(別表第11において準用する場合を含む。)

の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

2 別表第1 1建築物の部 34の項に掲げる施設については、この表5の項(2)イ中「140」とあるのは、「120」とする。

(備考3及び別表第6から別表第8まで省略)

別表第9 (第4条第2項)

(1の表及び備考1省略)

2 廊下等の子育て設備の規定とは、別表第5の5の項(2)キ及びクをいう。

(備考3から備考9まで省略)

10 別表第1 1建築物の部 15の項(300平方メートル未満の施設に限る。)に掲げる施設については、別表第5の5の項((1)イ及び(2)エを除く。)及び6の項((1)オを除く。)に規定する整備基準は、適用しない。

11 別表第1 1建築物の部 30の項から32の項まで、35の項及び37の項に掲げる施設については、別表第5の5の項(2)イ及び6の項(1)アに規定する整備基準は、適用しない。

12 別表第1 1建築物の部 6の項(300平方メートル未満の施設に限る。)、8の項(300平方メートル未満の施設に限る。)、16の項(300平方メートル未満の施設に限る。)及び36の項に係る別表第5の5の項に規定する整備基準については、同項(2)オに限り適用する。

13 別表第1 1建築物の部 9の項に掲げる施設に係る別表第5の5の項(2)キ及びク並びに9の項(3)に規定する整備基準は、当該施設が幼稚園の場合に限り適用する。

14 別表第1 1建築物の部 26の項に掲げる施設に係る別表第5の5の項(2)キ及びク並びに9の項(3)に規定する整備基準は、体育館及び水泳場に

あつては、当該施設が一般公共の用に供される施設である場合に限り適用する。

(備考 15 省略)

16 別表第 1 1 建築物の部 30 の項から 32 の項まで、35 の項及び 37 の項に掲げる施設に係る別表第 5 の 8 の項に規定する整備基準は、階数が 4 以上（専ら倉庫、機械室その他これらに類するものの用に供する階を除く。）の施設に限り適用する。この場合において、別表第 1 1 建築物の部 30 の項から 32 の項まで及び 35 の項に掲げる施設については、別表第 5 の 8 の項(1)ウ及びクに規定する整備基準は、車椅子利用が可能なエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。

17 別表第 1 1 建築物の部 34 の項に掲げる施設に係る別表第 5 の 8 の項(1)クに規定する整備基準は、車椅子使用者が円滑に利用できる幅のエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。

18 (本文省略)

19 (本文省略)

20 (本文省略)

21 別表第 1 1 建築物の部 2 の項（令第 5 条第 9 号に規定するものを除く。）、9 の項（同条第 1 号に規定する特別支援学校を除く。）、10 の項、18 の項、26 の項（同条第 11 号に規定するものを除く。）、30 の項から 32 の項まで及び 34 の項に掲げる施設については、備考 20(3)及び(5)中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

22 (本文省略)

23 (本文省略)

24 (本文省略)

あつては、当該施設が一般公共の用に供される施設である場合に限り適用する。

(備考 15 省略)

16 別表第 1 1 建築物の部 30 の項から 32 の項まで、35 の項及び 37 の項に掲げる施設に係る別表第 5 の 8 の項に規定する整備基準は、階数が 4 以上（専ら倉庫、機械室その他これらに類するものの用に供する階を除く。）の施設に限り適用する。この場合において、別表第 1 1 建築物の部 30 の項から 32 の項まで及び 35 の項に掲げる施設については、別表第 5 の 8 の項(1)クに規定する整備基準は、エレベーターの籠の幅が 105 センチメートル以上で、かつ、後方を確認できる鏡を設置する場合に限り、適用しない。

(削除)

17 (本文省略)

18 (本文省略)

19 (本文省略)

20 別表第 1 1 建築物の部 2 の項（令第 5 条第 9 号に規定するものを除く。）、9 の項（同条第 1 号に規定する特別支援学校を除く。）、10 の項、18 の項、26 の項（同条第 11 号に規定するものを除く。）、30 の項から 32 の項まで及び 34 の項に掲げる施設については、備考 19(3)及び(5)中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

21 (本文省略)

22 (本文省略)

23 (本文省略)

24 別表第 5 の 5 の項(2)キ及びク（別表第 11 の 5 の項において準用する場合を含む。）並びに 9 の項(3)（別表第 11 の 9 の項において準用する場合を含む。）に規定する整備基準は、風営法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する営業を行う施設については、適用しない。

25 別表第 1 1 建築物の部 34 の項に掲げる施設については、別表第 5 の 2 の項(1)ウ(ア)f（同表の 6 の項(1)アにおいて準用する場合を含む。）に規定

(2の表から4の表まで及び別表第10省略)

別表第11(第8条第1項)

整備項目	表示板交付基準
1 敷地内の通路	<p>(1) <u>道等から主要な出入口に至る敷地内の通路のうち1以上は、次に定める構造とすること</u> <u>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。</u> <u>イ 段を設けないこと。ただし、段を別表第5の6の項に定める構造に準じたものとし、同表の7の項(2)に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設した場合は、この限りでない。</u> <u>ウ 別表第5の2の項(1)ア及び(2)カに定める構造とすること。</u></p> <p>(2) <u>(1)に定める構造の敷地内の通路以外の敷地内の通路に段が生じる場合は、別表第5の6の項に定める構造に準じたものとする。</u></p>
2 駐車場	<p><u>車椅子使用者用駐車施設を1以上(総駐車台数が100を超えるとときは、当該台数の100分の1以上)有する駐車場を設け、別表第5の3の項(2)及び(3)並びに13の項(3)に定める構造とすること。</u></p>
3 出入口	<p>(1) <u>直接地上へ通ずる主要な出入口は、次に定める構造とし、1の項(1)に定める構造の敷地内の通路に接続すること。</u> <u>ア 別表第5の4の項(2)から(4)までに定める構造とすること。</u> <u>イ 戸の全面が透明な場合には、必要な箇所に色を有するものを用いる等衝突を防止するための措置を講ずること。</u></p>

する整備基準は、適用しない。

(2の表から4の表まで及び別表第10省略)

別表第11(第8条第1項)

整備項目	表示板交付基準
1 移動等円滑化経路	<p>(1) <u>別表第5の1の項に規定する整備基準を準用する。</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。</u> <u>ア 建築物又はその敷地に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合</u> <u>利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。イにおいて同じ。)、住戸又は住室から当該便所までの経路</u> <u>イ 建築物に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する10の項に定める構造の浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合</u> <u>利用居室、住戸又は住室から当該浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)までの経路</u></p>
2 敷地内の通路	<p>(1) <u>別表第5の2の項に規定する整備基準を準用する。</u></p> <p>(2) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路のうち、段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものでなければならない。</u> <u>ア 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うため</u></p>

	(2) <u>利用居室の出入口は、別表第5の4の項(1)、(3)及び(4)に定める構造とすること。</u>		
4 廊下等	<u>2の項に定める構造の駐車場へ通ずる出入口、3の項(1)に定める構造の出入口及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所から利用居室に至る廊下等は、別表第5の5の項(1)ア並びに(2)ア及びオに定める構造とすること。</u>		
5 階段	(1) <u>別表第5の6の項に規定する整備基準を準用する。</u> (2) <u>2の項に定める構造の駐車場へ通ずる出入口、3の項(1)に定める構造の出入口及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所から利用居室に至る経路上に階段を設けないこと。ただし、別表第5の7の項(2)に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。</u>		に、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。 イ <u>蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。</u> ウ <u>踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。</u> エ <u>幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)</u> は、 <u>120センチメートル以上とすること。</u> (3) <u>移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)及び(2)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</u> ア <u>道等から主要な出入口に至る通路とすること。</u> イ <u>幅は、180センチメートル以上とすること。</u>
6 傾斜路	<u>別表第5の7の項に規定する整備基準を準用する。</u>		
7 エレベーターその他の昇降機	<u>直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物については、その階に通ずるエレベーターを1以上設け、次に定める構造とすること。</u> (1) <u>別表第5の8の項(1)(ウ及びクを除く。)</u> に定める構造とすること。 (2) <u>籠は、幅140センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上(別表第11建築物の部30の項から32の項までに掲げる施設にあつては、幅100センチメートル以上、奥行き135セ</u>		
		3 駐車場	(1) <u>別表第5の3の項に規定する整備基準を準用する。</u> (2) <u>敷地内に車椅子使用者用駐車施設(機械式駐車場以外の駐車場に設けられるものに限る。)</u> を1以上(当該駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。
		4 出入口	(1) <u>別表第5の4の項に規定する整備基準を準用する。</u> (2) <u>直接地上へ通ずる出入口(移動等円滑化経路を構成するものに限る。)</u> の戸の全面が透明な場合には、戸及びその周囲に衝突を防止するための措置を講ずること。

	<p>ンチメートル以上) とすること。この場合において、同表34の項及び35の項に掲げる施設にあっては、床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。</p>	<p>5 廊下等 別表第5の5の項に規定する整備基準を準用する。</p>
		<p>6 階段 別表第5の6の項に規定する整備基準を準用する。</p>
		<p>7 傾斜路 別表第5の7の項に規定する整備基準を準用する。</p>
8 便所	<p>(1) 別表第5の9の項(2)アに定める構造の車椅子使用者用便房を有する便所を、建築物の区分ごとに1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りでない。) 設け、同項(1)アからウまで及び(2)イに定める構造とすること。</p> <p>(2) (1)以外の便所については、別表第5の9の項(1)に規定する整備基準を準用する</p>	<p>8 エレベーターその他の昇降機</p> <p>(1) 別表第5の8の項に規定する整備基準を準用する。</p> <p>(2) 直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物については、その階に通ずるエレベーターを1以上設け、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 別表第5の8の項(1)(ウ及びクを除く。)に定める構造とすること。</p> <p>イ 籠は、幅140センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上(別表第1 1建築物の部30の項から32の項までに掲げる施設にあっては、幅105センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上) とすること。この場合において、同表34の項及び35の項に掲げる施設にあっては、床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。</p>
<p>(備考)</p> <p>別表第1 1 建築物の部2の項(令第5条第9号に規定するものを除く。)、9の項(同条第1号に規定する特別支援学校を除く。)、10の項、18の項、26の項(同条第11号に規定するものを除く。)、30の項から32の項まで、34の項及び35の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p>		
		<p>9 便所 別表第5の9の項に規定する整備基準を準用する。この場合において、同項(2)中「そのうち」とあるのは「当該便所を設ける階ごとに」と、同項(3)中「それぞれ」とあるのは「当該便所を設ける階ごとにそれぞれ」と読み替えるものとする。</p>
		<p>10 浴室、シャワー室 別表第5の10の項に規定する整備基準を準用する。</p>

	又は更衣室	
	11 ホテル 又は旅館の 客室	別表第5の11の項に規定する整備基準を準用する。
	12 客席及び舞台	(1) 別表第5の12の項に規定する整備基準を準用する。この場合において、同項(1)ア中「2以上」とあるのは、「2以上(客席の総数が200を超える場合は、当該席数の100分の1以上)」と読み替えるものとする。 (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。 ア 車椅子利用者用の客席を、可視線に配慮して設けること。 イ 客席の総数が200を超える場合は、車椅子利用者用の客席を2か所以上に分散して設けること。
	13 標識	別表第5の13の項に規定する整備基準を準用する。
	14 案内設備	別表第5の14の項に規定する整備基準を準用する。
	15 案内設備までの経路	別表第5の15の項に規定する整備基準を準用する。
	16 情報伝達設備(視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)	別表第5の16の項に規定する整備基準を準用する。
	17 情報伝達設備(聴覚障害者の安全かつ円	別表第5の17の項に規定する整備基準を準用する。

	<u>滑な利用に 必要な設 備)</u>	
	<u>18 誘導設 備等</u>	<u>別表第5の18の項に規定する整 備基準を準用する。</u>
	<u>19 附帯設 備</u>	<u>別表第5の19の項に規定する整 備基準を準用する。</u>
<u>(備考)</u>		
<p>別表第1 1 建築物の部2の項（令第5条第9号に規定するものを除く。）、9の項（同条第1号に規定する特別支援学校を除く。）、10の項、18の項、26の項（同条第11号に規定するものを除く。）、30の項から32の項まで、34の項及び35の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p>		

(旧)

第1号様式(第6条第1項)

指定施設新設等(変更)事前協議書

年 月 日

(提出先)

横浜市長

住 所

氏 名

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

横浜市福祉のまちづくり条例第28条第1項の規定により、次のとおり協議します。

フリガナ				
施設の名称				
施設の所在地				
施設の種類				
施設の概要	構 造		地上	階：地下
	敷地面積	m ²	建築面積	m ²
施設区分別 延べ面積	施設の区分	協議対象部分	その他の部分	合 計
		m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²
	合 計	m ²	m ²	m ²
協議対象 整備項目				
工事予定期間	着工予定年月日	年 月 日	しゅん工予定年月日	年 月 日
設 計 者	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	電話 () 担当者氏名		
前回の協議番号	第 号(新規協議の場合は、記入の必要はありません。)			

(確認欄)

年 月 日 受付	受付番号 第 号			<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 準適合 <input type="checkbox"/> 不適合		
年 月 日 起案	課 長	係 長	担 当	受 付	文書主任	公印承認
年 月 日 決裁						

(新)

第1号様式(第6条第1項)

指定施設新設等(変更)事前協議書

年 月 日

(提出先)

横浜市長

申請者 住 所

氏 名

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

横浜市福祉のまちづくり条例第28条第1項の規定により、次のとおり協議します。

フリガナ					
施設の名称					
施設の所在地					
施設の種類					
施設の概要	構造		地上	階：地下	階
	敷地面積	m ²	建築面積		m ²
施設区分別 延べ面積	番号	施設の区分	協議対象部分	その他の部分	合計
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
	合計		m ²	m ²	m ²
協議対象 整備項目					
工事予定期間	着工予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日	年 月 日	
設 計 者	住所又は所在地				
	氏名又は法人等の名称及び代表者の氏名	電話 () 担当者氏名			
前回の協議番号	第 号(新規協議の場合は、記入の必要はありません。)				

(確認欄)

受付番号 第 号	受 付 欄
<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
受領年月日・氏名	
年 月 日	

(旧)

第3号様式(第7条第1項)

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

〔法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

横浜市福祉のまちづくり条例第29条の規定により、次のとおり届け出ます。

フリガナ					
施設の名称					
施設の所在地					
施設の種類					
施設の概要	構造		地上	階：地下	階
	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	
施設区分別 延べ面積	施設の区分	協議対象部分	その他の部分	合計	
		m ²	m ²	m ²	
		m ²	m ²	m ²	
		m ²	m ²	m ²	
		m ²	m ²	m ²	
	合計	m ²	m ²	m ²	
協議箇所					
設計者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	電話 () 担当者氏名			
施工者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	電話 () 担当者氏名			
協議番号	第 号				

(確認欄)

年月日 受付	受付番号 第 号			<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 準適合 <input type="checkbox"/> 不適合		
年月日 起案	課長	係長	担当	受付	文書主任	公印承認
年月日 決裁						

(A4)

(新)

第3号様式(第7条第1項)

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

〔法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

横浜市福祉のまちづくり条例第29条の規定により、次のとおり届け出ます。

フリガナ					
施設の名称					
施設の所在地					
施設の種類					
施設の概要	構造		地上	階：地下	階
	敷地面積	m ²	建築面積		m ²
施設区分別 延べ面積	番号	施設の区分	協議対象部分	その他の部分	合計
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
	合計		m ²	m ²	m ²
協議箇所					
設計者	住所又は所在地				
	氏名又は法人等の名称及び代表者の氏名	電話 ()	担当者氏名		
施工者	住所又は所在地				
	氏名又は法人等の名称及び代表者の氏名	電話 ()	担当者氏名		
協議番号	第 号				

(確認欄)

受付番号 第 号		受付欄
<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合		
受領年月日・氏名	年 月 日	

(A4)